

～ 令和6年度 ～

## さいたま市ふれあい福祉基金運用補助金交付申請のご案内

申請期間：令和6年5月1日（水）～ 5月31日（金）

受付場所：さいたま市役所 福祉総務課（郵送申請可）

さいたま市では、ふれあい福祉基金を活用して、皆さんの地域福祉活動やボランティア活動を支援しています！

当補助金は、「善意ある市民や団体からの寄附」による基金積立金を原資としています。申請なさる際には、そんな寄附者の思いを受け止め、真に地域福祉の推進に役立つもの、団体の活動に本当に必要と思われるものについて、十分考慮した上で申請いただくようお願いいたします。



さいたま市 PR キャラクター



### 補助対象団体

市内において、申請日又は対象事業実施日のいずれか早い日以前に6月以上にわたって活動を行っている、ボランティア団体、NPO団体、その他の民間福祉団体。



### 対象事業・経費

#### I 市内で行う「地域福祉の推進」を目的とする事業

補助額：対象経費の80%以内（限度額30万円）

#### II 放課後児童クラブ、地域活動支援センター、心身障害者地域デイケア施設の修繕

補助額：対象経費の80%以内（限度額50万円）

※申請は上記IとIIのうちどちらか1回を限度とします。

※補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行います。申請された総額が予算を超える場合は、申請金額どおりに交付できない場合がありますので、ご了承ください。

### <対象事業の要件>

○令和6年4月1日（月）から令和7年2月28日（金）までの間に行われる事業であること。

※対象期間内に事業が完了しない場合、補助金の減額や返還が生じます。

○県・市やその他の団体から、別の補助を受ける事業ではないこと。

※ただし、補助金交付申請事業が、地区社会福祉協議会が実施する、市社会福祉協議会の「地域福祉活動補助金」を利用した「高齢者地域ケア・ネットワーク」に関する事業を除く。



## 事業・経費の例

### I 市内で行う「地域福祉の推進」を目的とする事業

事業例		経費例
地域福祉のネットワークづくりを推進する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・障害者(児)・児童等と地域の方が交流を深めるふれあい事業</li> <li>○災害時を想定した要援護者支援</li> <li>○孤立死防止対策</li> <li>○児童の登下校時や高齢者の見守り活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資材購入費 (教材費、看板等材料費)</li> <li>○事務用品費・消耗品費 (コピー用紙、インク)</li> <li>○印刷製本費 (チラシやポスターの印刷)</li> <li>○使用料 (会場や機材のレンタル)</li> <li>○講師等謝金 (外部講師謝金) ※団体構成員ではないこと</li> <li>○活動の周知に係る経費 (郵送費)</li> <li>○その他、市長が必要と認める経費</li> </ul>
講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民を対象とした健康、福祉、子育て等をテーマにした講演会等の開催 (子育て支援講座、高齢者サロン、ヤングケアラー講演会 等)</li> </ul>	
研修等への派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の充実等のため、団体構成員のスキルアップを目的とした研修や講座への派遣</li> <li>○外部講師の派遣による研修受講</li> </ul>	

※上記はあくまで一例です。

### II 放課後児童クラブ、地域活動支援センター、心身障害者地域デイケア施設の修繕

施設	経費例
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育室内の畳替え</li> <li>○保育室内の破損修繕 ※ただし、衛生面、健康面、及び安全面に関する修繕に限るものとし、保育活動に直接関係のない部分や建物の外壁、外装等の修繕・工事は除く</li> </ul>
地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作業スペースの破損修繕</li> <li>○古くなった作業機器の修理</li> <li>※ただし、作業に直接関係のない部分や建物の外壁、外装等の修繕・工事は除く</li> </ul>
心身障害者地域デイケア施設	

※修繕とは、壊れたもの、古くなったものを直すことを指します。



## 対象外事業・経費

### (1) 補助対象とならない団体及び事業について

- ア 市内において申請日以前6月以上の活動実績のない団体
- イ 営利を目的とする事業、介護報酬や障害福祉サービス報酬を受け取る事業
- ウ 事業内容が地域福祉の推進にあたらぬ事業
- エ 団体構成員だけの親睦・交流を図るようなクラブ活動的事業
- オ 当該年度で指定された期間内に完了しない事業
- カ 法人（NPO法人を除く）の行う事業
- キ さいたま市・国・県などの自治体から他の補助金等を受ける事業

### (2) 補助対象とならない経費について

- ア 既存の制度により当然に他から支払われるべき経費
- イ 団体の運営そのものに係る経費や、団体構成員だけの会議や打合せに係る経費
- ウ 光熱水費及び燃料費、電話料金、各種料金、家賃、その他継続して支払いが発生する経費
- エ 交通費、保険料、食料費、人件費及び人件費に準じた（ボランティア等）経費
- オ 売却を目的とした作品等の制作に係る経費
- カ 高額な機材の購入費
- キ 地域福祉の推進に関連しないと判断される経費



## 審査について

申請いただきましたふれあい福祉基金運用補助金については、さいたま市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の審査を経て、交付を決定します。審査の結果によっては、補助金の減額や不交付になる場合がありますのであらかじめご了承ください。



## 審査結果

審査結果は、8月頃、郵送で福祉総務課からお知らせします。

なお、交付が決定した場合には、次のような手続きが必要となります。

- ア 交付決定後、今後の手続きのご案内と、実績報告書や請求書の様式を郵送しますので、指定された期日までに、提出していただきます。
- イ 事業を実施した後に、指定された期日までに、事業報告書・収支決算書・領収書等を提出していただきます。 ※提出がない場合、補助金の減額や返還が生じます。



## 申請方法

【申請書類】 ※④以外の電子データは、市のホームページ上からダウンロードできます。

- ① ふれあい福祉基金運用補助金交付申請書（様式第1号）
- ② ふれあい福祉基金運用補助金 事業計画書（対象事業Ⅰに該当する事業の場合）  
または修繕計画書（対象事業Ⅱに該当する事業の場合）

※修繕計画書には団体の規約と建物所有者との契約書の写しも併せて添付してください。

- ③ 収支予算書 ※対象となる経費は指定の内訳書も添付
- ④ 見積書または領収書
- ⑤ 申請団体の概要書
- ⑥ 宣誓書及び役員等の名簿（様式第11号）

【申請期間】 令和6年5月1日（水）～5月31日（金） ※土・日曜日、祝・休日を除く。

午前8時30分～午後5時15分

【申請場所】 さいたま市役所2階 福祉総務課

【申請方法】 直接持参または郵送

【5月31日（金）消印有効】

郵送先：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

福祉総務課 地域福祉係 宛

### ◇ ご確認ください ◇

- ふれあい福祉基金運用補助金の交付を受ける場合であっても、必ず自己負担額が生じますので、無理のない収支予算書・事業計画を作成されることをお勧めします。
- 次の場合は補助金の減額や返還が生じますのでご注意ください。
  - ア 事業が実施又は完了できなかったとき。  
(準備にかかった費用についても減額や返還の対象となります。新型コロナウイルス感染症による影響など、十分考慮した上で申請いただくようお願いいたします。)
  - イ 事業報告書、収支決算書、領収書等が期限内に提出されないとき。
  - ウ 決算額が申請した予算額を下回った場合。  
(差額分を返還していただきます。)
  - エ 実績報告時において収入(その他)が、補助対象外経費を上回る場合。
  - オ 虚偽の申請により補助金交付を受けたとき。
  - カ 申請した事業以外に使用したとき。

「申請・報告に関するお願い」や「Q&A」等も併せてご覧いただき、本当に必要な経費か精査するなど、必ずご確認ください。



【お問合せ先】さいたま市 福祉局 生活福祉部 福祉総務課 地域福祉係

TEL：048-829-1254 FAX：048-829-1961